

所定の規格を超えて何も得るものがない。

現在の医師は主として金を稼ぐのに関心をもっているが、しかし、給付を増やすことによってより大きな所得を得ることができないから、かれらは手段を他に変えなければならない。かれらは取扱う件数を増やし、また、できるだけかれらが保険の枠外の代金を請求できる私費診療の患者数を増やしている。

現行制度は医療給付を提供する医師の調達を決して増大しないが、他方では、その制度は公的医療保険制度の加入者が給付を無料と考えるので、かれらの自由意思で保険による手段をすべて使い果すのを、加入者に奨励している。

医師報酬を改正する提案は、第1段階として、各種の給付のもつ価値の間に、公正な関係をもたらす新しい報酬体系の制定を含んでいる。一般に、これは各医療行為に対して別な支払いをする一括払い、もしくは、定額払いで取替えることを意味している。これらの基本的な料金に加えて、医師は特殊な診療に対する補足を請求できるし、また、これらの補足は医療費に対する直接的な拠出として、患者によって支払われるであろう。この方法の目的は、患者により多くの費用のかかる意識をもたせ、医師の行う診療件数を多少減らし、さらに、この方法でよりすぐれたしかもより多くの完全な治療を、患者に保証できるということである。そのうえに、将来を案じられている私的な医療保険制度に、より広い領域を提供するであろう。

ここに概述された改革によって、医師と患者の関係は、新しい基盤を与えられる。すなわち、患者はより人間らしい治療を与えられるし、また、医師は少なくともより権威をもつ方法で同一の所得を取得するであろう。医師の活動は主に証明書や処方箋を書くことではなくて、不可欠な科学研究に従事する時間をもつことになるであろう。

Reform Der Arzthonorierung Aus Okonomischer  
Perspektive, Sozialer Fortschritt, No. 12, 1970, pp. 269  
-275; No. 107, '71.

## 労働災害と職業病に対する 保険の諸問題

Armando Gallo (イタリア)

本稿には、労働災害保険にかんする検討が論述されている。現行法を土台とするその検討は、雇用災害に対する保険の部門で解決されるべき諸問題を含んでおり、それらの諸問題は災害もしくは職業病から保護される人びとの範囲の拡大と、工業と農業のそれぞれの部門における保険適用のよりすぐれた調和である。

とくに災害保険を特徴づける2つの基本原則は、給付の自動的な性格と年金の自動的な再評価で構成されている。

これらの基本原則のうち1番目の原則は、災害保険で絶えず完全に実施されてきたが、2番目の原則は1963年1月の法律第15号で採用されたばかりである。この2番目の原則は、生計費指数がある特定の数値まで上昇した場合に、災害保険制度によりある特定の比率で、また、ある特定の期間支給された年金が、当初の購買力の維持を保証するために、再評価されることを意味しており、その再評価は時間の経過だけを条件としており、また、事実上の災害と無関係な要素の結果として行なわれる。上述した2つの基本原則にもかかわらず、また、その制度に最近統合的な条文が採用されたすべの改革にもかかわらず、社会的保護とされたこの進歩した形に汚点を残している重要な欠点を示すためには、

序章としてこれらの説明が必要である。

統合的な条文は工業部門と農業部門における廃疾の評価に用いる判断基準をすべて改善しているが、しかし、現在では、災害保護の法典とみなされている1965年の法律で多数の基本的な改革が採用されたにもかかわらず、その後もなお未解決の多くの問題が依然として残っている。労働分野の専門家によって、また、労働界によって最も激しく論争されており、しかも、政府と議会による解決を依然として待っている諸問題とは、一体何であろうか？

まず第一に、災害と職業病に対する保護の範囲は、自営の労働者が災害と職業病の危険に曝されているのに、依然として法律によってカバーされないかれらの全分野に拡大されるべきである。

次に、一時的な完全廃疾にかんする毎日の手当は、農民、作物を分配される小作農、土地を借りている小作農などに拡大されるべきである。これらの人びとが災害もしくは職業病の結果として、かれらの正常な仕事に従事するのを阻げられており、保護を必要とする状態に曝されていることは明らかである。

さらに、農業では、永久的廃疾にかんする補償の最低率が、15%の現行水準から10%に引下げられるべきで、この引下げによって、農業部門の補償は工業部門の最低率と同一水準になる。

受給権の決定に対する他の状況は、災害もしくは職業病と無関係ななんらかの原因によって、受給者が死亡した場合に、年金のもつ死亡受取金の原則を災害保険に導入した当局の失策に関連をもっている。

工業部門の保険制度と農業部門の保険制度の間に、より大きな調和を実現す

る必要性については、すでに前述したが、この実現はこれら両制度の完全な融合という最終目標への第1歩である。この実現は、危険が同一であるにもかかわらず、取扱いについて見うけられる現在の不均衡と補償率の較差を取除く目的にも役立つ。これらの不均衡や不平等は議会によって計画された農業振興への努力と一致しないだけでなく、道徳的なまた法律上の双方の観点から見て、事実上に悪用しているといえる取扱上の不調和をも生み出している。

結論として、所定のまた完全な効力が1963年の法律第15号第31条に与えられる必要があるが、同法は被保険者の蒙った災害を見積る基準を示す権限を政府に与えている。

*Problemi Dell' Assicurazione Contro Gli Infortuni Sul Lavoro e le Malattie Professionali, I Problemi Della Sicurozza Sociale, No. 1, 1970, pp. 61-77; No. 139, '71.*

## 欠損家庭の生活問題

Vilso Kasanen (フィンランド)

本稿には、社会における欠損家庭(片親喪失)の立場と、それらの家庭の生活を改善するのに何をすることができるのかにかんする助言が論述されている。

1960年の国勢調査によれば、フィンランドで子供のいる世帯のうち、約10分の1は片親の世帯であった。これらの世帯のうち、18歳未満の子供の人数は約128,000人であった。これらの子供のうち、87.5%は女子が養育の責任を負っ